

送 信 書

2023年1月18日

水戸簡易裁判所民事3係 御中 (029-224-4661)
原告株式会社はなもみ 御中 (029-254-7189)

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-9-5 新宿御苑さくらビル 3階
東京中央法律事務所

TEL03-3353-1911・FAX03-3353-3420

被告一般社団法人農山漁村文化協会訴訟代理人
弁護士 岩 波 耕 平



送信枚数 4 枚 (本書を含む)

通 信 欄

下記文書を直送致しますのでご査収願います。なお、受領書に記名押印のうえご返信下さい。裁判所への受領書送信も併せてお願い致します。
(万一お心当たりのない場合にはお手数ですがお知らせ下さい)

1. 事件の表示

事件番号 令和4年(少コ)第33号
事件名 損害賠償請求事件
当事者 原告 株式会社はなもみ
被告 株式会社日本農業新聞 外2名
次回期日 2023年1月26日午前11時30分

2. 送付書面

■ 2023(令和5)年1月18日付
■ 被告第2準備書面 □ 答弁書 □ 証拠申請書
□ 証拠説明書 □ その他 ()
□ 甲 □ 乙 第 号証

受 領 書

水戸簡易裁判所民事3係 御中 (029-224-4661)
(差出人) 弁護士 岩波耕平 行 (03-3353-3420)

上記文書を本日受領(受信)致しました。

R5年1月18日

氏 名

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1-386-1-107
株式会社 はなもみ
代表取締役 池田剛士



令和4年(少コ)第33号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 株式会社日本農業新聞 外2名

被告第2準備書面

2023(令和5)年1月18日

水戸簡易裁判所民事3係 御中

被告一般社団法人農山漁村文化協会
訴訟代理人弁護士 江森民夫
同 岩波耕平



第1 準備書面3に対する認否

1 「第1 本訴の訴えの法的根拠は、『事務管理』を定める民法697条である。」に対する認否

(1) 「1」に対する認否

否認、知らないし争う。

(2) 「2」に対する認否

被告農文協が「現代農業」に甲5号証の記事を掲載したこと、甲B14号証一②に「昔から『薬用』にされていたという两点を巧みに結びつけ、胃のあらゆる病気(胃ガンを含む。)に効く漢方薬であるとふれこむ者があらわれます。よく注意してください。」と記載されている限りで認め、その余は否認、知らないし争う。

(3) 「3」～「7」に対する認否

否認、知らないし争う。

(4) 「8」に対する認否

甲B15号証に「メディア等でムチンの乱用(誤用)につきまして存じ上げております。」と記載されている限りで認め、その余は否認、知らないし争う。

(5) 「9」及び「10」に対する認否

否認、知らないし争う。

(6) 「11」に対する認否

これまで、原告から被告農文協に対し事務管理に基づく費用償還請求が行われていないことは認め、その余は否認ないし不知である。

(7) 「12」に対する認否

争う。

第2 準備書面3に対する反論

1 事務管理が成立しないこと

事務管理の成立要件は、①事務管理者が他人（本人）の事務の管理を始めること、②管理者に事務管理意思（本人のためにする意思）のあること、③管理者に法律上の義務がないこと、④管理行為が本人の利益ないし意思に反することが明白ではないことである。

(1) 被告農文協の事務ではないこと

被告農文協が行ったのは「現代農業」において、中西京子氏の執筆した「脳響水」に関する記事（甲5、以下「本件記事」という。）を掲載したことのみである。

原告が行ってきたと主張する「訂正活動」の具体的な内容は判然としないものの、基本的には中西京子氏の考案した「脳響水」を取り上げたメディア等に対し訂正を求めること等であると思われ、本件記事の記載自体を具体的に訂正するものではない。

そのような原告の訂正活動は、「脳響水」を考案し、各メディアを通じて（原告の主張によれば）誤った情報を広めるに至った中西京子氏の「事務」として、同人に対して事務管理に基づく費用償還請求を行うのであればまでも、被告農文協が同請求をされる理由はない。

すなわち、単に本件記事を掲載したに過ぎない被告農文協が、本件記事の記載自体の訂正ではなく、「脳響水」を取り上げた各メディアに対し訂正を求めることが、被告農文協自身の事務であるとは考えられない。

したがって、原告の行った「訂正活動」は被告農文協の「事務」ではない。

(2) 事務管理意思がないこと

上記のとおり、原告の主張する「訂正活動」は、単に中西京子が各メディア等を通じて広めるに至った誤情報を訂正する活動に過ぎず、本件記事自体を具体的に訂正するものではない。

そうであるとすれば、原告の行った「訂正活動」は、原告自身ないし中西京子氏のためにする意思を持って行ったものであり、被告農文協のために行われたものではない。

(3) 本人の意思に反すること

ア 2014（平成26）年6月13日、原告代表者池田剛士（以下「原告代表者池田」という。）から、訴外「有限会社学術秘書」名義で、被告農文協農業・園芸書グループの西尾祐一（以下「西尾氏」という。）に対し、本件記事の訂正（または新たな記事の掲載）を求める旨の連絡があった。

その際、西尾氏は、原告代表者池田剛士からの上記要求に応じることはできないこと、新たな記事を掲載する意思が被告農文協に生じれば、原告代表者池田にその旨連絡することを伝えている。

すなわち、原告代表者池田は、少なくとも上記時点において、被告農文協に本件記事を訂正する意思がないことは認識していたのである。それにもかかわらず、原告は、被告農文協から何ら連絡がない状況において、一方的に訂正活動を行ってきたに過ぎない。

したがって、原告の管理行為が本人の利益ないし意思に反することは明白である。

2 結論

以上のとおり、原告には事務管理が成立しないことは明らかであり、事務管理に基づく費用償還請求権は認められない。

以上